

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）の規定に基づいて告示します。

令和 5 年 11 月 20 日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 3 階  
札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課子ども活動係  
電話 011-211-2942 FAX 011-211-2943

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 まこまる保温材石綿除去業務
- (2) 調達案件の仕様及び履行場所等 入札説明書による
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 6 年 1 月 31 日（水）まで
- (4) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 5 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されており、かつ、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に基づき「建築一式工事業」又は「解体工事業」の建設業許可を取得している者であること。
- (3) アスベストの除去・処分を含む業務であるため、雇用している職員に石綿作業主

任者及び特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者がいること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）による再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 令和 5 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店及び支店の所在地が札幌市内に登録されている者であること。

#### 4 入札説明書を交付する場所

上記 1 の場所にて交付するほか、札幌市公式ホームページから入手可能とする。

(<https://www.city.sapporo.jp/kodomo-mirai/nyuusatsu/2023makomaruishiwata.html> )

#### 5 入札書の提出方法等

##### (1) 入札書の提出方法

上記 1 の場所に持参又は送付により提出すること

##### (2) 入札書の提出期限

令和 5 年 11 月 27 日（月）17 時 00 分（送付の場合は必着のこと）

##### (3) 開札

令和 5 年 11 月 28 日（火）9 時 30 分

札幌市中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 3 階

札幌市子ども未来局会議室

#### 6 入札手続等

##### (1) 入札保証金 免除

##### (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通

書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が休日の場合は翌開庁日)までに、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

### (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札、札幌市競争入札参加者心得(平成15年9月10日管財部長決裁)に反する入札は無効とする。

### (4) 契約書作成の要否 要

### (5) 最低制限価格の設定 無

### (6) 落札者の決定方法

#### ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

#### イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査する(事後審査方式)。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出が無い場合は、当該落札者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

#### ウ 入札参加資格を有しなかった者の取り扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確

認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。